

「なます」の皆さんに 防災功労者内閣総理大臣表彰



市内外で9年間にわたり防災・減災啓発活動を続けて来られた、たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なます」の皆さんが、昨年の「第13回防災まちづくり大賞」一般部門総務大臣賞に続き、この度「平成21年度防災功労者

内閣総理大臣表彰」を受賞されました。

防災功労者内閣総理大臣表彰は、日頃から防災思想の普及または防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体または個人を対象として表彰されるもので、今年は、防災体制の整備や災害現場での顕著な防災活動に対して、4個人、13団体が選ばれ、9月2日(水)、首相官邸で表彰式が行われました。

(総合防災課)

宝くじの収益が コミュニティ活動に 役立てられています



地域づくりのために交付される(財)自治総合センターの「平成21年度コミュニティ助成金」を受け、中溝自治会が御輿を整備されました。

この事業はコミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報活動を行うもので、コミュニティ活動に直接必要な施設または設備の整備に関する事業に助成されます。

自治協働課 ☎(25)8526

祝 健康長寿 百歳以上は 27人



上田ふじさん (105歳)



淵田雄吉さん (103歳)

多年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者の皆さん。高島市では、そんな皆さんに敬愛の意を表して、88歳と99歳の方へ敬老祝金を支給しています。

女性の市内最高齢 上田ふじさん(105歳)と、男性の市内最高齢 淵田雄吉さん(103歳)には、高島市長が訪問し、長寿をお祝いしました。(長寿介護課)

当たり前のことこそ大切に 子どもの体験活動サポーター養成講座②



9月5日から6日まで、第2回子どもの体験活動サポーター養成講座が大阪市立びわ湖青少年の家で行われました。

1日目はキャンプファイヤーの薪組みやレクリエーションの効果等をうまく引き出すポイントなどを学び、2日目はカッター活動を通してみんなで大きな事を成し遂げる喜びを実感しました。今回の講座は、子どもたちと接していく上で、初心に立ち返るきっかけとなった1泊2日でした。(青少年課)

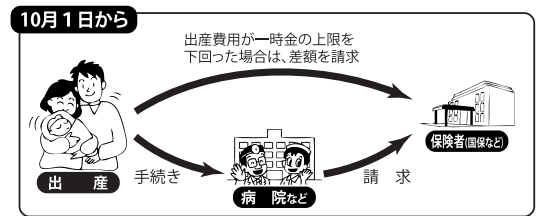
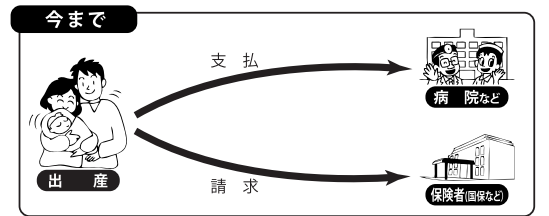
出産育児一時金が増額し、支給方法が変更になりました!

被保険者が出産したとき支給される出産育児一時金が、10月1日から4万円引き上げられることになりました。これにより、産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合は42万円、それ以外の場合は39万円が支給されます。

また、直接支払制度が実施されることとなり、出産する病院などで手続きをしていただくと、保険者(国保など)から、直接一時金が病院等へ支払われ、出産時にまとまった費用を用意する必要がなくなりました。出産費用が一時金の上限を下回った場合は、申請すればその差額分が支給されます。

詳しくは、市役所保険年金課までお問い合わせください。

☎保険年金課 ☎(25)8137



○今までどおり、退院時に出産費用を支払って、保険者(国保など)に請求することもできます。

育児・介護休業法が改正されます!

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている「仕事」と「子育て」の両立支援等を一層進めるとともに、男女ともに子育てなどをしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、平成21年6月24日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が国会で成立し、平成21年7月1日に公布されました。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- ア 短時間勤務制度の義務化
3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とする。
- イ 所定外労働の免除の義務化
3歳までの子を養育する労働者からの請求により免除となる制度とする。
- ウ 子の看護休暇の拡充
現行：小学校前の子がいれば一律年5日
改正後：小学校前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- ア 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス)
父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する。
- イ 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進
妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- ウ 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止
労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

3 仕事と介護の両立支援

- ア 介護のための短期の休暇制度の創設
要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。(対象者が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

4 実効性の確保

- ア 紛争解決の援助および調停の仕組み等の創設
育児休業の取得などに伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助および調停委員による調停制度を設ける。
- イ 公表制度および過料の創設
勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

【施行期日】

- ・公布の日から1年(一部の規定は、常時100人以上の労働者を雇用する事業主について3年)以内の政令で定める日。
- ・4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

【詳しくは...】

滋賀労働局雇用均等室
〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10
滋賀ビル5階 ☎077(523)1190
☎商工観光課 ☎(25)8514